

業 務 委 託 契 約 書

甲 株式会社グランデ

乙 MTH 合同会社

甲および乙は、次のとおり業務委託契約を締結した。

第1条（目的） 甲は、**grande-hr.com** 保守管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託した。

第2条（業務） 乙は、甲の名をもって甲のためにホームページ管理（軽微な修正/追加対応・バップアップ・簡易セキュリティ）・エックスサーバー管理（各種更新チェック・ドメイン/SSL チェック）・メールアカウント管理（追加・削除）業務を行う。

第3条（報告） 乙がホームページの修正業務を実施する際は必ず事前に甲に確認をする。

第4条（費用） **grande-hr.com** 保守管理業務は月額 3,300 円（税込）を原則とする。

第5条（支払方法） 甲は乙に対して **grande-hr.com** 保守管理業務料金の 3,300 円（税込）円（税込）を毎月前月末までにクレジットカード決済にて支払う。

第6条（守秘義務） 乙は甲の許可なくして、社外はもちろん、乙関係者で本件に直接関与していない者に対しても、甲が知り得た、すべての事項・情報を開漏洩し、もしくは自ら使用しないことを約束致します。

第8条（解除） 甲および乙は、甲ないし乙に次の各号の一に該当したときは、相手方は無催告解除することができる。

- 1 他の債務につき強制執行、破産等倒産手続申立てがあったとき
- 2 公租公課の滞納処分があったとき
- 3 手形、小切手が不渡りとなったとき
- 4 過度な要求により業務に支障をきたすとき
- 5 本契約に違反したとき

第9条(期間) 本契約の有効期間は、2024年11月15日から2025年11月14日までとし、
本契約の更新については1年毎に更新されるものとする。但し、甲又は乙が
期間満了1ヶ月前に更新拒絶の意思表示をしない限り、自動更新されるもの
とする。

第10条(管轄) 甲と乙との間に、紛議が発生した場合、大阪地方裁判所ないし大阪簡易
裁判所を管轄裁判所とする。

【補足事項】

- ① 軽微修正/追加に関しましてはあくまでも現状のHPの構成及びデザイン内での修正・
追加になります。修正回数に関しましては年に数回程度を想定しております。回数が多
くなる場合は保守管理料金の見直しとさせていただきます事をご了承ください。
- ② サーバーには障害が発生する事が多々あります。障害の復旧等はサーバー会社に対応す
る為、当社は障害に関する情報は提供できますが、障害を復旧させる等の対応はできま
せんので、ご了承ください。
- ③ 保守管理は「守り」のような位置づけとなります。基本的範囲外での対応はご相談の上、
別途御見積となります事をご了承ください。

2024年11月15日

甲 株式会社グランデ 代表取締役 池村 傑人

乙 MTH 合同会社 代表社員 赤松 正宜